

各位

令和2年3月5日

## お申込みにあたってのお願い

現在、「ガーデンシティ多摩センターこどもまつり 2020」は開催する予定ですが、新型コロナウイルス（COVID-19）の今後の感染拡大の状況によっては、中止となる場合があります。

また、開催した場合においても感染拡大防止のため、出店者の皆様に対策をお願いする場合があります。

出店応募要項記載の出店料お振込み期日（4月22日（水））までには、中止の有無について確定できると推測しておりますが、諸般の事情をご承知おきのうえお申込み下さいますようお願い申し上げます。

ガーデンシティ多摩センターこどもまつり 2020 実行委員会  
（事務局：多摩センター地区連絡協議会）

# ガーデンシティ多摩センターこどもまつり2020

## テントバザール出店応募要領

### ■必ず以下の書類をご熟読の上、ご応募ください。

- ◎テントバザール出店応募要領
- ◎行事・模擬店に出店する方へ
- ◎臨時出店者が出店する場合には・・・

### ■出店申込に係る提出書類

#### ※3月23日(月)事務局必着にてご郵送ください。

以下の書類を取り揃え、ご提出の前には記入漏れ等がないかご確認ください。  
また、ご郵送された書類は返却いたしませんので予めご承知おきください。

- 出店申込書
- 行事における臨時出店届（食品を取り扱う場合のみ）
- 暴力団等反社会的勢力ではないことの表明・確約書
- 出店に係る誓約書
- 出店者の概要が分かる書類（1ページ参照）

### ■書類郵送先・問い合わせ先

多摩センター地区連絡協議会事務局

〒206-0034

多摩市鶴牧1-24-1 新都市センタービル4F 新都市センター開発株式会社内

電話：090-8946-9909

（土・日・祝日を除く10:00～17:00）

### ■主 催

ガーデンシティ多摩センターこどもまつり2020実行委員会

（事務局：多摩センター地区連絡協議会）

2020年3月

## テントバザール出店応募要領

### 【開催の趣旨】

毎年恒例の「ガーデンシティ多摩センターこどもまつり」は、ゴールデンウィークの多摩センターに賑わいを創出するイベントとして、地域への定着、更なる発展を目指しています。

多摩ニュータウンにおいて少子高齢化が顕著になるなか、「こども」たちの限りない力とあふれるエネルギーを借り、年齢を問わず大人たちが童心に返り心が解き放たれるひとときを提供します。同時に、来場者に次世代を温かく守り育むことの大切さを実感してもらい、街に一体感が生まれることを期待します。

### 【テントバザール 開催の趣旨】

「こどもまつり」を盛り上げるために、物販・飲食・活動PR等、出店ブースを設けます。

つきましては、開催の趣旨を配慮の上、出店内容をご検討下さい。

イベントのテーマである「こどもまつり」の雰囲気づくりにご協力をお願いいたします。

1. 開催期間（出店期間）…令和2年5月3日（日・祝）～5日（火・祝）の3日間
2. 開催時間（出店時間）…午前10時から午後6時まで
3. 出店の条件等について

イ 出店内容は、当イベントの趣旨に適する物品販売、飲食販売、展示、活動PR等とし、次の行為等は禁止します。

- ・法令に違反するもの及び風紀を著しく乱すもの
- ・射幸心を煽るもの（華美な景品付くじの販売等）
- ・来場者に迷惑のかかるもの（強引な勧誘、テント外での販売、通行の妨げや危険を伴う行為等）
- ・出店団体の活動資金の獲得を目的とした募金・寄付活動

ロ 出店できるのは、多摩市又は多摩市の隣接市で活動している団体とします（政治・宗教団体は不可）。

ハ 出店できるテント数は1団体1張とします。また、テント横幕を取り外し複数のテントを連結して使用することは禁止します。なお、通気、換気等が必要な場合は、横幕を取り外さないで半分折り上げるなどして対処いただきますようお願いいたします。

ニ 暴力団員又は暴力団密接関係者等の出店はお断りいたします。

出店申込みにあたっては、警察当局の指導により、「暴力団等反社会的勢力ではないことの表明・確約書」（別紙）をご提出いただきます。申込受付後に出店者が暴力団員、及び暴力団密接関係者等であることが判明した場合には、出店を取り消させていただきます。

ホ 上記ハのほか、以下の方についても出店をお断りする場合があります。

- ・過去の当協議会が開催するイベントにおけるテントバザールにおいて、出店要領等に違反した団体
- ・過去の当協議会が開催するイベントにおけるテントバザールにおいて、出店責任者等との音信不通、書類提出や使用料等入金の遅延等があり事務局の業務に著しい支障をもたらした団体

ヘ 出店申込みにあたっては、出店者の概要が分かる書類（例：団体の活動案内パンフレット、活動記録、会則、広報物等で、多摩市又は多摩市の隣接市で活動していること、もしくは事業所等があることが分か

るもの)を提出していただきます。

ト 出店は必ず3日間行い、午前10時から午後6時まで開店してください(午後6時前に閉店しないでください)。

チ 商品等に対する苦情、販売上のトラブル、事故等については、出店団体に責任を負っていただきます。

リ 売上金はすべて各出店者のものになります(主催者が徴収することはありません)。

ヌ 出店団体の役職員等が出店責任者となり、イベント当日を含め事務局からの連絡、要請に対応していただきます。「出店に係る誓約書」(別紙)に団体の代表者が記名押印のうえ、実行委員会事務局に提出してください。なお、団体の代表者が出店責任者を兼ねられても結構です。

ル 当日、出店責任者は、テントに常駐するか、常に連絡が取れるようにしておいてください。

#### 4. 飲食販売(飲食店行為及び菓子製造行為)について

イ 当イベントでの飲食店行為及び菓子製造行為(以下「飲食販売」という)は、保健所が規定する「行事」(地方公共団体が公共の目的で不特定多数を対象として実施するもの)に該当し、取り扱うことのできる食品は限られますので、食品の販売等を行う場合は、「行事・模擬店に出店する方へ」「臨時出店者が出店する場合には…」をよくお読みのうえ、出店の申し込みをしてください。

ロ 家庭のキッチンで製造されたものの販売はできません。

ハ 出店申込書の他に、「行事における臨時出店届」(別紙)に必要事項を記入のうえ、実行委員会事務局に提出してください。

ニ 飲食販売を行う場合は1テントで取り扱うことのできる食品は1品目となります(複数品目販売不可)。

当日、申込み内容との相違や不備、保健所などからの指摘があった場合、速やかに改善していただきます。

ホ 東京都内で行われる当イベント以外の「行事」も含めて1年に5日を超える飲食販売の実績がある団体については、臨時営業や行商届の許可を受けていることが条件となります。許可なく出店できるのは、出店日数が1年に5日以下である場合にのみとなっていますのでご注意ください。すでに許可を受けている団体については、許可証の写しを添付してください。詳しくは、保健所にご確認ください。

(東京都南多摩保健所 2F 生活環境安全課 食品衛生担当 042-371-7661)

ヘ 各出店者から提出された書類については、後日、実行委員会事務局でまとめて保健所に届出を提出します。なお、届出後の取扱い品目の変更は認められませんので、ご注意ください。

ト 当イベント開催中、随時保健所の査察があります。指摘、指導があった場合は速やかに改善してください。出店申込書を提出する前に保健所に相談することをお勧めします。その際、保健所の指導等には必ず従ってください

#### 5. 酒類の取扱いについて

イ 持ち帰ることのできる酒類の販売(その場で飲用するものを除く)については、税務署より小売販売許可を受けた団体のみとします。販売する場合は、出店申込書にその旨を明記し、酒類小売免許のコピーを添付して事務局に提出してください。

ロ 無免許での小売販売は絶対に行わないでください。

ハ 開催期間中に税務署の職員による立入検査があります。

ニ その場で飲用する酒類(日本酒、ビール、焼酎等)については、上記免許は不要ですが、上記4の飲食販売に該当するため、保健所の指導により、酒類で1品目の取扱いとなります。(上記4のとおり酒類と他の飲食物とを一つのテント内で販売することはできません。)

〈多摩市管轄の税務署の要  
約〉

「フェスティバルなどで行われる酒類臨時営業について」

①封をした酒類（ビン・缶）を特定場所で販売営業する場合、当事者が酒類製造業者又は販売業者であれば、税務署へ申請し、免許を受けなければならない。この場合で上述の業者以外の団体・個人の場合は、販売営業の免許申請はできないので、販売は不可である。

※①の手続き方法（以下の手続きは出店者が個々に必ず行ってください。）

- ・開催日当日より2週間前までに申請
- ・手数料は無料
- ・祭典の計画書（場所が明記されている書類）の添付
- ・販売営業の免許の提示

〈東京国税局日野税務署 Tel042-585-5661〉

## 6. 出店場所について

イ 出店場所は、パルテノン大通りの駅前から中央広場（ココリア前十字路手前）までを予定しています。

なお、パルテノン大通りの十字路より南側は、主催者が委託する専門業者による移動販売車、販売及びその他イベント関係のテントなどが配置される予定ですので、あらかじめご承知おきください。

ロ 出店数には限りがあるため、出店希望者が多い場合は出店内容等によって実行委員会にて選定させていただきますので、あらかじめご承知おきください。

ハ 個々の出店者のテント位置につきましては、実行委員会に一任願います。

特別な理由がある場合においては参考と致しますので、出店申込書にお書き添えください。

ニ 出店団体に対し、実行委員会からの補助金の支援等はありません。

## 7. テントの大きさ・使用料等

イ テント

- ・サイズ：間口2間×奥行1.5間（W3.6m×D2.7m×H2.0m）
- ・使用料は天候にかかわらず、3日間で1張48,000円（3日間連続使用が原則）となります。

ロ テーブル・イス

- ・テーブルサイズ：W180cm×D45cm×H75cm
- ・テーブルは1テントにつき2台、イス（パイプイス）は1テントにつき4脚を基本のセットとして料金はテント使用料に含まれますが、使用しない等の理由による料金の値引きはいたしません。また、特別な理由によりその台数を超えて使用する場合は追加料金がかかります（テーブル1台1,000円・イス1脚500円。いずれも3日間の使用料）。
- ・その他の必要機材は、各自で手配してください。

ハ 電気設置料

- ・電気が必要な場合、3日間で1口（100V供給、2口コンセント合計1,500Wまで）につき、15,000円いただきます（1口追加ごとに15,000円追加とし、1テント3口を限度とします）。
- ・出店申込書に記載された容量を超える電気器具を使用されますと停電等が起こり、他の出店者の迷惑となりますので、絶対に使用しないようにしてください。
- ・会場内の電気供給の限度を超えた申込みがあった場合は、電気の使用をお断りすることがあります。

ニ 使用料及び電気設置料は、出店が決定した団体に対して行う説明会（下記 18 参照）の際に請求書をお渡しいたしますので、請求書に記載する銀行口座に、4月22日（水）までにお振込みいただきます。

期日までにお振込みいただけない場合は、出店の決定を取消しとさせていただく場合がありますのであらかじめご承知おきください。

ホ 天候等の事情によりイベントの一部が中止された場合でも、上記出店料等の返還・減額は原則として行いませんのであらかじめご承知おきください。

## 8. 電気について

イ 基本的には出店申込書の電気容量で設定しておりますが、全体のバランス及び総量が限られていますので、規定以上の電力を必要とする電気器具の使用はお断りいたします。

ロ 小電力の電気器具の場合でも、絶対に申込容量以上の電気器具は使用しないでください。電気を使用する場合は、主催者が用意する電気を使用（1 テント 2 口まで）してください（上記 7.ハ参考）。なお、自家発電機を持ち込み使用することは出来ません。

ハ 各テントに照明は設置しません。各自ご用意下さい。

ニ 24 時間通電はいたしません。冷凍・冷蔵物等、温度管理が必要なものは各日お持ち帰りください。

## 9. 火気について

イ 火気を使用する団体は必ず消火器を 1 本以上用意してください。また、バケツ等で水の用意もお願いします。

ロ 火気を使用する団体は、必ずその旨を出店申込書に記入して下さい。プロパンガス、カセットガス、炭、など使用する火気器具の台数を必ず記入してください。

ハ プロパンガスのボンベは、テントの設置場所が傾斜地であることを考慮して足場を水平にし、傾かないように設置したうえで、転倒防止の措置を完全に行ってください。また、テント等の可燃物とガス器具との間に十分な距離をとるか、熱を遮断するために断熱材でガードしてください。なお、多摩消防署からの指導で、これらの措置に不備がある場合は、出店を取止めていただくこともありますので、ご注意ください。

ニ プロパンガスのボンベは 10kg までのものを各自準備して使用してください。なお、準備する全てのボンベの容量及び本数を必ず出店申込書に記入して下さい。また、ガス漏れやボンベの転倒がないよう、ゴムホースには安全クリップをつけ、ボンベは紐等で固定してください。

ホ 各出店者から提出された出店申込書により、後日、実行委員会で消防署に催物の届出を提出します。

へ 消防署の査察があります。指導に従わない場合には、出店を取りやめていただくこととなりますので、ご注意ください。その場合、お支払いいただいたテント使用料・電気設置料等は返金しませんので、あらかじめご承知おきください。

## 10. ごみ処理について

イ ごみ減量化への取り組みのため、原則として紙製容器の使用をお願いします。プラスチックやスチロール製の使い捨て容器はご遠慮ください。

ロ ご利用いただいたお客様がごみを排出されることが考えられる商品、包装等を扱う場合には、お客様用

のごみ箱を各店にて用意してください。ごみは各出店者の責任において処理してください。

## 11. 仮設水道について

- イ 2か所設置する予定です。譲り合って共用で使用してください。なお、1か所は給水専用となり器具の洗浄や排水には使用できません。
- ロ 食品販売を行う場合は、テント内に手洗い用の給水タンク等を設置してください。（「臨時出店者が出店する場合には・・・」参照）

## 12. 搬入出について

- イ 出店者用の駐車場は確保できませんので、各自、近隣の有料駐車場をご利用ください。
- ロ パルテノン大通りへの車両の乗り入れはできません。各自、必要に応じて台車等をご用意のうえ、搬入出を行ってください。
- ハ 販売商品等をイベント当日、会場に宅配便で配送することは止めてください。

## 13. 当日出店を取止めていただく行為について

イベント当日に以下の行為が確認された場合、その時点で出店を取り止めていただきます。その場合、お支払いいただいたテント使用料・電気設置料等は返金致しません。また、以降の電気の供給はいたしませんのであらかじめご承知おきください。

- イ 食品の販売等を行う場合で、「行事における臨時出店届」で届出のない食品の販売等（販売の他に食品又は食品を製造販売する機器の搬入、食品のメニュー・看板等への表示、食品のサンプル等の陳列を含む。本項において以下同じ）を行うこと。
- ロ 「行事における臨時出店届」による保健所への届出なく食品の販売等を行うこと。
- ハ 出店申込書に記載のない酒類（持ち帰り用）の販売等を行うこと。
- ニ 保健所、消防署の指摘・指導又は実行委員会の改善要請に従わないこと。
- ホ その他、上記3イ及びハにあげる禁止行為を行うこと。

## 14. 今後のテントバザールへの出店を不可とする行為について

上記3ホのほか、上記13イロハホの行為及びこの出店要領の定め違反する行為が確認された場合、出店者の事後対応の如何を問わず、今後、当協議会（実行委員会）が開催するイベントへの出店を認めない場合がありますのでご注意下さい。

## 15. その他

- イ 出店の際は来場者に団体名がわかるよう、テントにのぼりや軽量の看板等を必ず設置してください。但し、テントの前面や側面からはみ出さないようにしてください。また、針金や結束バンド、養生テープ等でしっかりと固定して下さい。
  - ※歩行者の妨げにならないよう、安全に十分配慮して配置・固定してください。
  - ※わかりづらい場合等、団体名を記載したプレート等を主催者で用意し、掲出していただく場合があります。
- ロ 会場内は禁煙です。指定の喫煙所をお願いします。（また、テント内及び周辺での喫煙、飲酒は絶対にし

ないでください。)

ハ 出店の際に出たゴミ（油や氷等も含む）は、出店者が各自持ち帰り処分してください。また最終日にはテントの周りの清掃をお願いします。油等を路上にこぼさないように十分に注意し、万一路面等を汚損した場合には、責任を持って原状回復してください。翌朝、路面に著しい汚損が残っていた場合には、実行委員会から連絡をしますので連絡を受けた団体は再度清掃をお願いします。

ニ この出店要領の定めに違反し、出店を取消し又は取止めることとなった団体は、今後、当協議会（実行委員会）が開催するイベントにおけるテントバザールへの出店は認めないものとしますのでご注意ください。

## 16. 出店申込に係る書類の提出期限・・・令和2年3月23日（月）（必着）

イ 必要書類一式を実行委員会事務局（下記16）へ郵送にてご応募ください（FAX不可）。

必要書類が不足していた場合は、出店申込は無効といたしますので予めご承知おきください。

ロ 提出期限は厳守願います。遅れた場合は出店の申込は無効といたしますので予めご承知おきください。

ハ 出店申込が無効となった場合においても、ご郵送された書類は返却いたしませんので予めご承知おきください。

ニ 出店可否はe-mailで通知しますので、メールアドレスは必ずご記入下さい。（下記18イ参照）

## 17. 提出先

〒206-0034 多摩市鶴牧1-24-1 新都市センタービル4F 新都市センター開発株式会社 内  
多摩センター地区連絡協議会 ガーデンシティ多摩センターこどもまつり2020 実行委員会事務局宛

## 18. 決定通知

イ 出店の可否については、主催者が出店内容等について審査し決定する権利を有し、申込締め切り後2週間を目途に、e-mailで出店申込書記載の出店責任者宛にご連絡するものとします。

出店申込書のメールアドレスの記載に不備があり通知が出来ない場合は、出店不可とさせていただきます場合がありますので予めご承知おきください。

ロ 出店が決定した団体を対象に、4月9日（木）18時からココリアホール（ココリア多摩センター7F）にて出店説明会を行います。当日は実行委員会による出店にあたっての諸注意事項等の説明を予定していますので必ずご出席願います。

なお、正当な事由なく出席いただけない場合等は、出店の決定を取消しとさせていただきますのであらかじめご承知おきください。

## 19. 問い合わせ先

事務局：多摩センター地区連絡協議会 090-8946-9909（土・日・祝日を除く10:00～17:00）

以上